

## 山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、本県の区域内において路線バスを運行する一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「補助対象事業者」という。）が行うバスと鉄軌道相互の共通乗車カードに関するシステムの導入事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部を県が補助することにより、バス交通の利用円滑化及び観光客の周遊を促進することを目的とする。

### (交付の対象等)

第3条 知事は、補助対象事業者が行う補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 前項の知事が認める補助対象経費の範囲は、別表に定める設備（以下「補助対象設備」という。）の整備に要する経費とする。

### (補助金の額)

第4条 県が交付する補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内の額とする。

### (補助金交付申請)

第5条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに交付申請書（様式第1）を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時に当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付決定を行い、交付決定通知書（様式第2）により補助金の交付を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(交付決定の変更等の申請)

第7条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、交付決定変更申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
- 二 別表に掲げる補助対象経費の配分について変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更を除く。
- 2 前項第1号の軽微な場合とは、補助金の目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものをいう。

(交付決定の変更及び通知)

第8条 知事は、前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、交付決定の変更を行い、交付決定変更通知書（様式第4）により交付決定変更を申請した補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助対象事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、知事が指定する期日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、すみやかに状況報告書（様式第5）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付してすみやかに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了若しくは廃止したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに完了実績報告書（様式第6）を知事に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助対象事業者は、前項の完了実績報告書を提出するに当たり、当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第5条第2項ただし書きにより交付の申請をした補助対象事業者は、第1項の完了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定し

た場合又は前項の規定により減額報告をした後、消費税等仕入控除税額に変更があった場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額を上回る部分の金額）を、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

**第12条** 知事は、前条に定める完了実績報告書の提出を受けた場合は、これを審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第8号）により補助対象事業者に通知するものとする。

（概算払いの請求）

**第13条** 知事は、必要があると認める場合は、補助対象事業者に対し、補助金を概算払いにより交付することができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（事業の中止等）

**第14条** 補助対象事業者は、補助対象事業の中止若しくは廃止をしようとする場合は、中止（又は廃止）承認申請書（様式第10号）により知事の承認を受けなければならない。

（取得財産等の管理等）

**第15条** 補助対象事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもつて管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

（財産の処分の制限）

**第16条** 補助対象事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間（以下「耐用期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の財産の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第11による財産処分承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から耐用期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させることとする。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第 17 条 補助対象事業者は、補助対象事業に関する書類を、整備完了の属する年度の翌年度から 5 年間、保存しておかなければならない。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日施行する。
- 2 この要綱は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

## 別表

### ○補助対象設備

補助対象設備は、山梨県内を走行するバス路線の運行に必要なＩＣカードシステムの導入に係る以下の設備とする。

ただし、導入するシステムは、バスと鉄軌道相互の共通乗車システムであって、異なる交通事業者間で利用可能なものに限る。

#### ●補助対象設備

1. センターシステム

2. 営業所システム

3. 窓口システム

4. データ分析システム

5. バス車載機器

　・カード読取装置

　・カードエンコーダー

　・データ処理機

　・操作盤

　・表示器

6. その他知事が認めた機器

### ○補助対象経費

・補助対象経費は、上記補助対象設備の整備に要する経費とし、本県の区域内を走行するバス路線の運行に必要な部分とし、区域外をまたぐバス路線は対象外とする。

ただし、本県区域外を運行するバス路線の運行にも必要となる「1. センターシステム」及び「4. データ分析システム」の導入に係る経費は、車両台数により案分し、本県区域内相当分のみ補助対象とする。

・補助対象経費は、上記補助対象設備ごとに算定するものとする。

様式第1

第 号

平成 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

氏名又は名称 印

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付申請書

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金 金 円を交付され  
るよう、山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定により申請  
します。

ただし、内訳は別紙のとおりとします。

## 様式第1 別紙

平成 年度 山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金 交付申請

事業者名

(単位：円)

事業の名称	補助対象設備	補助対象設備別の経費の区分		交付申請額
		事業の着手及び完了予定年月日	総経費	
			計	計

(添付書類) (1) 事業計画書

(2) 収支予算書又はこれに代わる書類

(3) 実施計画書

(4) 補助対象経費に係る見積書

(5) その他知事が必要と認めた書類

様式第2

第 号  
平成 年 月 日

殿

山梨県知事

印

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金については、補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知する。

1. 補助対象事業

交付申請書記載のとおり

2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助金の交付の条件は次のとおりとする。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいづれか低い額の20%以内の経費の配分の変更

イ 補助対象事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、

譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

4. 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金の他の用途への使用をしたとき
  - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
  - ウ 補助対象事業に関し法令等又はこれに基づく知事の处分に違反したとき
  - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助対象事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに關し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

5. 補助対象事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されてい るか確認するため、補助対象事業の遂行状況について報告させることがある。

6. 補助対象事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は平成28年4月10日のいずれか早い期日までに、補助対象事業の成果を記載した完了実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならぬ。

7. 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助対象事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事

殿

住 所

氏名又は名称

印

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付決定変更申請書

平成 年 月 日付け第 号により補助金交付決定通知のありました標記補助金を次のとおり変更したいので、山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

1. 変更を必要とする理由

2. 補助金の額

交付決定変更申請額	金	円
交付決定済額	金	円
増減額	金	円

3. 変更後の補助金の内容等については、別紙のとおりとする。

様式第3 別紙

平成 年度 山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金 交付決定の変更申請

事業者名

---

(単位:円)

事業の名称	補助対象設備	事業の着手及び完了予定年月日	補助対象設備別の経費の区分		交付決定済額 変更申請額
			総経費	うち補助対象経費	
(変更前)	(変更前)	(変更前)	(変更前)	(変更前)	(変更前)
(変更後)		(変更後)	(変更後)	(変更後)	(変更後)
			(変更前計) (変更後計)	(変更前計) (変更後計)	(変更前計) (変更後計)

(添付書類) ※変更があつた書類を添付 (1) 事業計画書

- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 実施計画書
- (4) 補助対象経費に係る見積書
- (5) その他知事が必要と認めた書類

様式第4

第  
号  
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付決定変更通知書

平成 年 月 日付け第 号により補助金交付決定の変更申請のあった標記補助金については、山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり交付の決定を変更したので通知する。

補助金の額

交付決定変更額	金	円
交付決定済額	金	円
増減額	金	円

様式第5

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏名又は名称 印

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金  
補助対象事業状況報告書

平成 年 月 日付け第 号により補助金交付決定通知のありました標記事業の実施状況について、山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象事業遂行状況表

## 様式第5 別紙

平成 年度 山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金 様式第5 別紙  
 平成 年度 山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金 様式第5 別紙

事業者名

(単位：円)

事業の名称	補助対象設備	補助対象設備別の経費の区分			備考
		総経費	うち補助対象経費	補助実績額	
	(交付決定時)※	(交付決定時)	(交付決定時)	(交付決定時)	
	(現況)	(現況)	(現況)	(現況)	
	(年度末までの見込額)	(年度末までの見込額)	(年度末までの見込額)	(年度末までの見込額)	
	(交付申請時)	(交付申請時)	(交付申請時)	(交付申請時)	
	(現況)	(現況)	(現況)	(現況)	
	(年度末までの見込額)	(年度末までの見込額)	(年度末までの見込額)	(年度末までの見込額)	

※変更交付決定を行った場合は、変更後の金額等を記載する。

(添付書類) 変更があつた書類及び知事が必要と認めた書類

様式第6

第  
号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏名又は名称 印

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金  
補助対象事業完了実績報告書

平成 年 月 日付け第 号により補助金交付決定通知のありました標記事業の  
完了実績について、山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定  
により、別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象事業完了実績表

樣式第6別紙

平成年度 山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金  
年 度 年度事業完了表

様式第7

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏名又は名称 印

山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金 消費税及び  
地方消費税の額の確定に伴う補助金の返還報告書

山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 補助対象事業の名称

2. 補助対象事業者の名称

3. 補助金額（山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第11条第1項により確定された額）

金 円

4. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

5. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

6. 補助金返還相当額（5－4）

金 円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること

様式第8

第 号  
平成 年 月 日

殿

山梨県知事 印

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け第 号により実績報告のあった平成 年度山梨県バス交通  
利用円滑化推進事業費補助金については、山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要  
綱第 12 条の規定により、次のとおり確定したので通知する。

確定補助金額 金 円

様式第9

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所  
氏名又は名称 印

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金について、山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

- (1) 現 金 指定金融機関名  
(2) 口座振替 振替先銀行名 預金種別(当座・普通)  
口 座 名 No.

様式第10

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏名又は名称 印

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金  
補助対象事業中止(又は廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け第 号により補助金の交付決定通知のありました標記補助金について、中止(又は廃止)したいので、山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第14条の規定により承認されたく申請します。

添付書類

事業中止(又は廃止)理由書

様式第11

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

氏名又は名称 印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金に係る補助対象事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、山梨県バス交通利用円滑化推進事業費補助金交付要綱第16条第2項の規定に基づき、申請します。

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な事項